解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月二十一日仙台地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

宮城県仙台市太白区向山二丁目八番一号
宗教法人世界友愛会教団
清算人　佐藤　律子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

熊本市西区島崎二丁目二番一三号
医療法人社団えとう小児科クリニック
清算人　江藤　仁治

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年一月二十二日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

栃木県真岡市荒町五一九一番地
真岡市中郷・萩田土地区画整理組合
代表清算人　髙木　正夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

千葉県我孫子市布佐八四五番地一ヒルサイドビル丹羽一階
医療法人社団親切堂成広医院
清算人　成廣　朗

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年一月八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

三重県桑名市大字増田五五二番地三
農事組合法人アグリ古野
清算人　水谷　俊吉

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

京都市下京区室町通松原下る元両替町二五
八番地蝶花ビル四階　医療法人社団仁瑛会
清算人　林　博之

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

広島県東広島市黒瀬町大多田八四二
農事組合法人おおただ
代表清算人　中野　恕

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月十三日横浜市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

神奈川県横浜市泉区ゆめが丘三二番地
泉ゆめが丘土地区画整理組合
代表清算人　清水　隆男

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月四日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十二日

香川県高松市中新町一一番地八
医療法人晴明会
清算人　市川　理恵